

令和4年度第5回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和4年8月23日(火) 10時開会 11時25分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 16名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課
鳥取市農業委員会
農業会議

[Redacted]
倉益、熊谷、山根、岡田、谷口

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>(午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただ今より令和4年度第5回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。本日の常設審議委員の出席は、21名中16名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いいたします。</p>
2 会長挨拶	<p>皆様おはようございます。農業会議の小林でございます。開会に当たりましてご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>本日、令和4年度第5回常設審議委員会を開催致しましたところ、皆様にはご多用のところ出席を賜わり誠に有難うございます。</p> <p>さて、報道で皆様もご承知のように、スイカの販売が36億7千万円、過去5年間30億円を突破し、過去最高になったということでございます。40億円に突破に向けて、栗原組合長も尽力されており、各地域で基幹農産物の振興が図られればと思っております。大変おめでとうございました。</p> <p>さて、8月に入り新型コロナウイルス感染症も感染拡大終息の見通しがつかない状況であります。鳥取県の状況を見ましても、8月半ばで7月1ヶ月分の感染を上回っており、盆過ぎより連日1,000人前後の新たな感染者が発生しております。8月20日、1日当たり1,202名と過去最多を更新しており、21日現在、感染者総数は県内で47,102名となっております。また、岸田首相も新型コロナウイルスに感染されたとの報道もありました。このような状況下、日本経済を初め、組織業務にも多大の影響を与えていることは皆さんもご存じの通りであります。基本的な感染対策の徹底を図られるよう願うものであります。</p> <p>また、農政の憲法とされる食料・農業・農村基本法を巡り、政府、与党による検証作業が今秋から本格化すると言われており、食料安全保障の強化に向けた取り組みといわれております。</p> <p>1961年制定された旧農業基本法に代わり、1999年に制定された現基本法は、国民全体の生活の安定や経済発展を目的とした</p>

	<p>基本理念を持っており4項目が示されております。1つは食料の安全供給の確保ということですが、国民生活・経済安定へ将来にわたり発揮ということ、国内生産の増大基本に輸入と備蓄を組み合わせ、必要最低限の食料は不足時にも供給を確保するんだということでもあります。もう一点は、農業の多面的機能の発揮であります。また、3つ目が農業の持続的発展であります。必要な農地、資源、担い手を確保し、効率的で望ましい農業構造の確立と農業の自然循環機能を維持増進し環境と調和を取っていくということでもあります。4点目が、農村の振興であります。農村は農業の持続的な発展の基盤であり、生産条件や生活環境の整備などで振興を図っていくんだという基本理念の下、制定から20年以上が経過し、制度疲労を起こしているのではないかということでもあります。また、新型コロナウイルス禍やウクライナ危機で食糧安保が課題で、生産資材調達の不安定化など食料安全保障上の高まりを受け、急浮上したことが検証の引き金になったと言われております。</p> <p>このたび、第2次岸田改造内閣が10日発足致しました。農相には自民党の野村哲郎氏が就任されました。同大臣はJAグループ役員や自民党農林幹部として一貫して農業・農政に関わってこられたとお聞きしており、諸課題解決のため手腕を発揮されるものと期待するものであります。</p> <p>なお、本日の常設審議委員会に於きましては、報告事項1件、審議事項は、農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について、鳥取市2件、情報提供は、農山漁村活性化法の一部を改正する法律に係る政省令案について等であります。十分な審議をお願いします。</p>
<p>3 新会委員紹介</p>	<p>それでは、ここで新たに常設審議委員に就任いただいた皆様をご紹介いたします。</p> <p>全国共済農業協同組合連合会鳥取県本部山西本部長様が委員に就任されましたので、ご紹介いたします。</p> <p>(山西委員が挨拶をした。)</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いたします。</p>
<p>3 議事録署名人の選任 議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、足立委員(境港市農業委員会会長)、梅林委員(日南町農業委員会会長)の両名を指名いたします。</p>
<p>4 報告事項 議長</p>	<p>日程に基づき、報告事項です。</p> <p>(1) 先月の農地転用許可状況について</p>

<p>県経営支援課 議 長</p>	<p>県から報告願います。 (資料1により説明) 皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 (質問・意見なし)</p>
<p>5 議 事 議 長 事務局 鳥取市農委 事務局</p>	<p>議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。 それでは、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は、第5条案件で、2件、ともに鳥取市の意見聴取案件です。また、説明の後、現地調査の報告をお願いしたいと思います。それでは鳥取市農業委員会より説明いただきます。 鳥取市農業委員会事務局 [] よろしくお願いたします。座って説明をさせていただきます。 農地法第5条の許可申請、鳥取市 [] における農地転用計画の概要について説明させていただきます。 資料の1ページをご覧ください。所在等につきましては、この後、30aを超える事案説明資料で説明させていただきます。本件は、売買により所有権移転をされるものです。都市計画につきましては、非線引きの都市計画区域となっております。 続きまして、資料の2ページの30aを超える事案説明資料をご覧ください。 [] 合計4,086㎡になります。資料の4ページ的位置図をご覧ください。申請地は、 [] 資料の2ページにお戻りください。2番の「現在の営農状況」につきましては、申請地の近隣に工場や宅地などで、申請地以外に農地はありません。申請地は、現在、休耕地となっておりますが保全管理されている農地となっております。続きまして、3番の「転用事業者」についてですが、事業者は、申請地の北側にある [] 電気機械・電気部品の加工及び製造等を営んでおられる、 [] 4番の「転用目的」についてですが、転用目的といたしましたは、工場及び駐車場となっております。必要性につきましては、事業拡大のため、現在の本社工場に近い申請地に第2工場を新築して、一体的な運用を図るために整備するものです。5番の「立地基準」につきましては、資料5ページの間接図をご覧くださいとわかりやすいと思います。(1)申請地の農地区分ですが、「第2種農地」となります。区分決定の根拠といたしましたは、「駅・役場等から500m以内」です。申請地は [] ですので、500m以内の農</p>

地となっております。(2) 許可根拠規定は、「代替地なし」となります。(3) 営農条件ですが、申請地の東側は、XXXXXXXXXX、株式会社で使用されている駐車場、北側は用水路を挟んでXXXXXXXXXX、西側は店舗、南側は県道に接しており、周辺に農地は申請地以外にありません。(4) 代替地等ですが、事業候補地を検討した結果、既存の工場に近く、周辺に農地もなく影響が少ないことから選定されたものです。資料2ページに戻っていただきまして、6番の「一般基準」になります。(1) 他法令許認可ですが、農振除外の手続きにつきましては、中間告示の縦覧期間を8月9日終え、8月24日までが異議申出期間となっております。都市計画法第29条の開発行為許可につきましては、事前協議済です。県盛土条例につきましては、隣接地との高低差が1m以内のため該当しないことを県の担当課に確認しています。浄化槽設置につきましては、事前協議済です。

(2) 規模の妥当性ですが、資料6ページの土地利用計画図をご覧ください。敷地面積4,086㎡に対して、工場の建築面積は1,412.01㎡であり、規模は妥当であります。残りは、駐車場及び緑地帯となっております。(3) 営農及び造成・被害防除計画等の措置についてですが、資料7ページから9ページの造成計画平面図、断面図をご覧ください。資料8と9ページで断面図を示していますが、1.95mを最高とした盛土造成を行います。資料7ページの平面図をご覧ください。薄い緑色で示しておりますが、周囲は土羽打ち仕上げとし、法面保護として、防草シートを施工します。また、転用区域から既設排水路の間を張りコンクリートで施行します。関連工事として県道からの進入路を設置します。進入路付近は、太い赤線で示しているところにL型擁壁設置し、1mのフェンスも設置いたします。雨水につきましては、敷地内に排水用に角フリューム300を設置し、既存の水路との取り合い箇所に集水柵を設置し、北側と南側の排水路に放流します。汚水につきまして工業排水は無く、生活雑排水のみ合併浄化槽で浄化し、場内排水路を使い北側の排水路に放流します。資料10ページ用の排水系統図をご覧ください。申請地への用水路として、北側の水路を利用していました。用水路から排水路へ変わりますので、黄色で示しております。申請地からの放流先の下流域には農地は無く、排水路からXXXXXXXXXXへ放流されます。なお、雨水排水の流量については、開発行為許可の事前協議において、流量計算を行い、既設排水路への放流で問題ないことを確認しています。また、水路使用については、地元自治会の同意を得ております。資料2ページに戻ってください。(4) 資金調達計画についてですが、事業費4億2170万円に見合うだけの自己資金があることを金融機関の残高証明と融資証明書により確認しております。7番の「農業公共投資」につきましては、申請地は該当しておりません。8番の「土地改良区以外のその他の関係権利者」につきましては、さきほど、排水について説明させていただきましたが、XXXXXXXXXXの同意を得ております。

以上のようなことから、転用については妥当と判断いたしました。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりました。

それではここで現地調査の報告を山脇副会長からお願いします。

山脇副会長

それでは現地調査の報告をいたします。去る8月17日午前10時より、[REDACTED]で、小林会長と私、市から会長職務代理、事務局長、事務局の方、県経営支援課、農業会議、申請者等で、会議室で内容確認した。その後、現地を確認しました。現地は先ほど、説明があったように、周りを道路等に囲まれた、決して優良農地とは言えない農地でありました。また、現地は軟弱地盤で、20mは杭打ちしないとイケないような土地、湿田に近いようなところということであり、そのような方法をとられるのが良いのではないかと考えております。以上、何ら問題はなく、L型擁壁の基礎も、軟弱地盤のため、マットレス基礎というもので施工されることも確認いたしました。何ら問題ないということで報告させていただきます。

議長

ありがとうございました。
ご質問等は一括してお受けしますので、次の案件を説明して下さい。

鳥取市農委
事務局

鳥取市農業委員会事務局 [REDACTED] よろしくお願いたします。農地法第5条の許可申請、[REDACTED] 農地転用計画の概要について説明させていただきます。

まず、資料の1ページで訂正をお願いします。申請人のところで、賃貸人の方を、相続人から相続人代表と訂正させていただきます。相続登記がまだ終了しておりません。こともさんが3人いらっしゃいますので、相続人代表と修正させていただきます。申し訳ございません。

それでは「30aを超える事案説明資料」で説明させていただきます。本件は、賃貸借設定となっております。また、都市計画につきましても、区域外となっております。続きまして、資料の2ページの「30aを超える事案説明資料」をご覧ください。

1番の「土地の所在等」につきましては、[REDACTED]
[REDACTED] m²になります。資料の4ページの位置図をご覧ください。申請地は、[REDACTED]

2番の「現在の営農状況」につきましては、資料5の中間図をご覧ください。申請地の近隣は、ほ場整備された農地が広がっておりますが、申請地は周辺の農地より低く、用排水路の末端に位置しております。現在は、休耕地となっておりますが、保全管理されている農地となっております。3番の「転用事業者」につきましては、事業者は、[REDACTED]

[REDACTED] 4番の「転用目的」につきましては、転用目的といたしましたは、従業員駐車場となっております。必要性につきましては、事業拡大のため、申請地の北側にある樟原工場敷内に工場建築するに伴い、従業員を新規雇用するため、従業員用駐車場が不足するので整備するものです。5番の「立地基準」につきましては、資料5ページの中間図をご覧ください。(1)申請地の農地区分ですが、「第1種農地」となります。区分決定の根拠といたしましては、土地改良法による換地処分されておりますので、

市の説明の中で、ビニールシートでと説明がありましたが、正しくはブルーシートですので、ビニールシートとは全然違いますので、ブルーシートが正しい、資料にもありますが。表土を剥がさず、ブルーシートを敷いてその上に、下層路盤、RC-40はコンクリートを壊した碎石のことで、これを40cm、その上に普通の碎石を40cm上層路盤としてやり、その上にアスファルトを13cmの厚みで敷くというものです。出入り口は自由勾配側溝高さ800mm、T-25荷重というのは、25トン荷重のグレーチングを設置するというものであります。また、説明があったように、上の水田から1m下がった所にあり、入り口は少し下がって入ると、道路面までは埋め立てないということを申請者から確認しました。そして、土羽はどうされるのか、防草シートはしないのかと確認したが、申請者は草刈りを実施するというものでありますので、適当な時期に実施して下さいと申し伝えました。以上、この案件も問題ないということで報告とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。現地調査の報告も終わりました。皆さんからご質問をお願いします。
はい、石委員どうぞ。

石委員

質問させていただきたい。まず、本件は賃貸借でということであったが、その契約年数は何年なのか。それから、先ほど山脇副会長から説明がありましたが、事業者が事業展開される場合に、アスファルト舗装の13cmは必要なのか、もっと薄くても良いのではないか。駐車場の舗装は5cmから7cmが妥当ではないかと思っていて、経費節減の点からもどうなのかと思います。それから、農振農用地の中を駐車場にされるわけですが、水稻の防除であったり、転作作物でも防除をされると思うが、隣接耕作者との話し合いができていないのか、防除の際、駐車場の車に薬剤がかってトラブルになった話も聞いているので、そのあたりのことをお聞きしたい。

鳥取市農委
事務局

賃貸借契約は10年となっており、その後は自動更新ということを確認しております。アスファルト舗装につきましては、資料7ページの資料でございます計画地盤として記載がありますように5cmということで、資料の右側の記載は間違いです。申し訳ございません。また、隣接耕作者との間ではすべて協議済みでございます。

議長

駐車場の周辺の農薬散布等についての説明をもう少し詳しく。

鳥取市農委
事務局

その件につきましては、防除の時には、事前に車をほかに置くなどすると隣接耕作者の同意を取る際に了解してもらっていると聞いております。

議長

その他、質問、意見はございませんか。はい、どうぞ。

中村委員

用瀬町の駐車場の件で2点ばかり質問いたします。まず、一つは周辺耕作者同意済とあるが、公共投資もあり、農振農用地でもあるということですが、施設の管理について、ここは土地改良区がなかったと思うが、ここには水利組合というようなものはないのか。周

	<p>辺耕作者の同意とあるが、隣接耕作者だけなのか、施設を管理する水利組合のような所にも同意が取ってあるのか。それから、87台分の駐車場ということですが、転用面積の根拠として87台分ということだと思うが、その必要性の根拠を教えてください。</p>
<p>鳥取市農委 事務局</p>	<p>水利組合はございませんが、本件の貸主も住んでいる[]が水路等管理されており、そこでの協議は済んでおり、同意をいただいております。駐車場の台数ですが、新規雇用者66名と既設敷地内の駐車場に工場が増設されるための21台分が必要ということがあります。</p>
<p>中村委員</p>	<p>今後の用排水路について、施設は鳥取市のものですから鳥取市とも協議され今後問題が出ないようにと思います。駐車場の台数については承知いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、質問、意見はございませんか。はい、どうぞ。</p>
<p>永田委員</p>	<p>用瀬町の案件について、追加で質問させていただきます。用水路につきまして、進入路には自由勾配側溝を設置するというものでありましたが、用水路を改修して自由勾配側溝を設置するという認識でよろしいでしょうか。これに関連して、地元の方と協議済みということですが、用水路、排水路ともにどなたが管理されることになるのか、情報があれば教えてください。</p>
<p>鳥取市農委 事務局</p>	<p>自由勾配側溝は入れ替えということになります。水路の管理につきましては、地元集落が行い、申請者もできることはするというのを聞いております。</p>
<p>永田委員</p>	<p>側溝の深さもかなりあるので積極的に申請者へ指導願いたい。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りします。</p> <p>今回の2件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。それでは異議なしといたします。</p>
<p>6 情報提供 小林議長</p> <p>事務局</p>	<p>情報提供について、 (1)「農山漁村活性化法の一部を改正する法律」に係る政省令案について 事務局説明して下さい。</p> <p>(別紙、資料により説明)</p>

7 その他 議 長 事務局	その他として皆さんから何かございますか。 (次回 9 月の開催等について説明等)
8 閉 会 議 長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前11時25分)